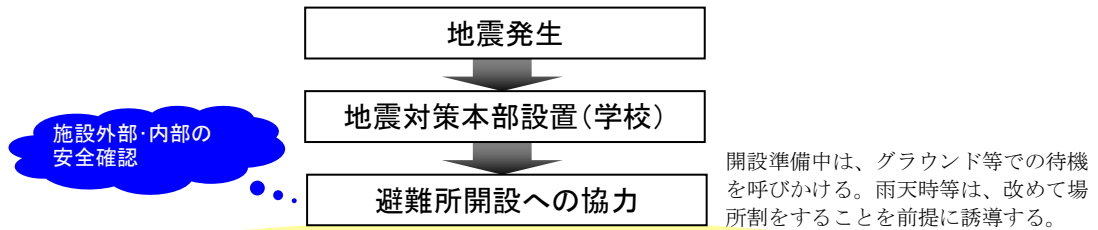


一次避難所開設・運営の協力・支援【イメージ】

伊那北高等学校

学校長は、伊那市災害対策本部から一次避難所の開設要請があった場合には、一次避難所（以下、避難所）として開放する校内の区域を伊那市災害対策本部の上、決定する。学校長は、自校を避難所として開放した場合は、速やかに長野県教育委員会に報告する。



伊那市災害対策本部の設置	伊那北高校の対応
<ul style="list-style-type: none"> ○学校への避難所開設の要請 ○避難所管理責任者の学校への派遣 ○受付を設置し、避難所内への誘導（区長の協力） ○避難者に対して当面の運営協力と呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○開放区域、施設利用上のルールを明示の上、避難所開設を承認する。 【生徒在校時】 避難所を開設することを教職員に周知し、生徒の安全確保・避難受入体制の準備を行う。 【生徒在校外時】 学校長等が学校へ参集の上、開放区域を解錠し、教職員を招集する。
<p>【救護活動場所】 【避難生活場所】 【屋外】 【利用しない場所】 【予備スペース】</p> <p>ア 初期ライフラインの確保 水道・電気・ガスについて、各関係機関と連絡をとりながら確保に努める。</p> <p>イ 飲料水・生活用水の確保 重水槽・高置水槽・プールの水の「ろ水器」によるろ過水を飲料水とする。</p> <p>ウ 電気・照明器具の確保 自治体関係部署に発電機の配備をお願いする。電力供給会社に供給情報を確認する。</p> <p>エ 燃料（ガス等）の確保 火気の使用は、安全性に配慮し別にスペースを定めて使用区域を制限する。燃料の供給については、自治体関係部署に協力を依頼する。</p> <p>オ 仮設トイレの措置・維持管理 水が使用できない場合、花壇やグラウンドに穴を掘る等、仮設トイレを設置する。詰まったトイレは使用禁止にする。</p> <p>カ ゴミの処理 (ア) 夏期は、細菌が繁殖しやすいので、特に衛生面に注意する。 (イ) 可燃ゴミと不燃ゴミ等の分類を徹底させる。 (ウ) 集積所の担当者を明確にしておく。（焼却炉の使用は禁止） (エ) スプレー缶の爆発に注意する。</p> <p>キ 高齢者等への配慮 高齢者を優先的にトイレに近い場所・物資の配給等に配慮する。</p> <p>ク 救援物資 救援物資の受入搬入予定時間・物資品目を確認し、受入手順を定め、受入作業には避難者の協力を求める。</p> <p>ケ その他</p>	

避難所の運営・支援 広範囲の情報収集の一元化を図り、避難者への伝達をきめ細かく行う。

避難所収容長期化の対応 ・生活空間の整備
・避難者の自立と地域復旧の促進

伊那市災害対策本部の設置	伊那北高校の対応
<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営委員会の設置 ○連絡所の設置 ○避難所日常業務の管理 ○避難所周辺の被災状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設直後の対応を継続。 ○避難者による避難所自主運営管理のための運営委員会への協力・支援 ○避難所内の秩序維持・盗難防止・防火見回り等 ○学校再開へ向けての対応

